

論点に対する回答

分 野	地方公共団体への公金納付のデジタル化
省 庁 名	環境省
<p>ごみ処理券については、経済界より全国共通の取扱いとすべきとの提言がある（参考資料 7 の 30 頁）。</p> <p>これを踏まえ、公金納付者（国民・民間事業者）・金融機関の公金納付における利便性・効率性を向上させる観点から、地方公共団体の事務効率性向上も踏まえ、下記の論点につき回答されたい。なお、回答にあたっては、以下を踏まえたものとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● R5/6/1 規制改革推進会議「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」とそれに関する閣議決定（参考資料 2、3） ● 「ローカルルール」の問題に対する「所要の法令上の措置」について、自治事務の観点からの総務省見解など（参考資料 4、5） ● 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会議事概要における意見交換（参考資料 8） 	
<p>【論点 1】 R5/10/6 実施方針（参考資料 9）記載の立法措置について「令和 6 年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。」との記載があるところ、ごみ処理券に関する本立法措置の概要をご教示いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>ごみ処理券については、例えば粗大ごみの回収の際に予め納付した手数料を証するものとして当該粗大ごみに貼付するものなどがある。一般廃棄物の処理に関する手数料の徴収は環境省で所管する廃棄物処理法等において規定されたものではなく、地方自治法に基づき制定される条例により徴収される公金であり、地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に当たっては廃棄物処理法等における立法措置を要しない。</p> <p>また、ごみ処理券は、令和 5 年 10 月 6 日に地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議で取りまとめられた「地方公共団</p>	

体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」において、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金」の対象とされていないが、今後の総務省やデジタル庁における検討状況に応じて、地方公共団体への周知等必要な対応を行ってまいりたい。

【論点 2】 ごみ処理券につき、全ての地方公共団体に対し eLTAX を活用して納付可能とすることについて

(1) 【論点 2】 の実現に向けた取組として、「全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う」ことの可否如何。また、この取組による【論点 2】 の実現時期如何。この実現時期につき、公金収納開始時期（遅くとも令和 8 年 9 月）と同時期とできるか。

(2) 【論点 2】 の早期かつ確実な実現に向け、ごみ処理券につき全地方公共団体に eLTAX による公金収納を義務付けることを法令で規定すること、またその時期を本件の立法措置と合わせ令和 6 年とすることも考えうるが、これらの可否如何。また費用対効果の観点からの問題点（もしあれば）及び対応策如何。

【回答 2】

(1) ごみ処理券など一般廃棄物の処理に関する手数料の徴収は、環境省で所管する廃棄物処理法等において規定されたものではなく、地方自治法に基づき制定される条例により徴収される公金である。今後の総務省やデジタル庁における検討状況に応じて、地方公共団体への周知・助言等必要な対応を行ってまいりたい。

(2) 前述のように、当該手数料の徴収に関する規定は、環境省で所管している廃棄物処理法等の法令において定めているものではなく、地方自治法に基づき制定される条例により徴収される公金であることから、廃棄物処理法等における立法措置を要しない。一般廃棄物の処理に関する手数料は、例えば、粗大ごみの処理の際に手数料を徴収している自治体が約 65%となっており、その徴収方法もごみ処理券の貼付、直接持ち込みなど各地方公共団体により様々である。各地方公共団体によって実情は異なるものの市民・事業者・地方自治体の利便性向上は

重要であることから、今後の総務省やデジタル庁における検討状況に応じて、地方公共団体への周知・助言等必要な対応を行ってまいりたい。